

国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 再雇用の対象となる者は、次の各号に定める者とする。</p> <p>(1) 就業規則第22条第1項第2号又は第3号の規定により定年退職した者</p> <p>(2) <u>就業規則第22条第1項第2号又は第3号の規定による定年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）による特定有期雇用教職員として雇用され、当該職を任期満了により退職した者</u></p> <p>(3) 京都大学（以下「本学」という。）からの推薦により課長級の職員として登用され、本学以外の国立大学法人等を定年退職した者</p> <p>(4) 国立大学法人京都大学事務職員（特定業務）就業規則（平成25年達示第57号）第5条第1項の規定により定年退職した者</p> <p>(再雇用の方法)</p> <p>第3条 再雇用は、前条に規定する対象者が再雇用を希望した場合であって、当該者が就業規則第24条第1項各号のいずれにも該当しない場合に行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(俸給月額等)</p> <p>第11条 再雇用職員の俸給月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第2条第1号から第3号までの規定による再雇用職員 210,000円又は260,000円</p> <p>(2) 第2条第4号の規定による再雇用職員 200,000円</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(後 略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) 前号に定める者であって、当該定年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）による特定有期雇用教職員として雇用され、当該職を任期満了により退職した者</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) <u>第1号から第3号までに定める者であって、当該退職後に引き続き他機関の職員として採用され、当該機関を退職した者（本学が特に必要と認める者に限る。）</u></p> <p>(6) <u>第1号から第3号までに定める者であって、次条第1項の規定により再雇用され、当該再雇用の職を退職後に引き続き他機関の職員として採用され、当該機関を退職した者（本学が特に必要と認める者に限る。）</u></p> <p>(再雇用の方法)</p> <p>第3条</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(俸給月額等)</p> <p>第11条 (同 左)</p> <p>(1) 第2条 <u>(第4号を除く。)</u> の規定による再雇用職員 210,000円又は260,000円</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>